

第1回品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

日時：令和5年6月21日（水）14:00～16:00

場所：品川区役所 本庁舎5階 第五委員会室

出席：9名（うち、委員会設置要綱に規定する
「テレビ電話装置等」による出席1名）

欠席：1名

傍聴：2名

第1部 委員委嘱・諮問

1. 委嘱状伝達
2. 委員長および副委員長の指名
3. 検討事項の諮問
4. 区長あいさつ

第2部 品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

1. 委員紹介
2. 検討委員会運営の確認
3. 検討委員会の開催予定
4. 検討基礎資料：区の現状について
5. 「条例に盛り込むべき考え方」について（たたき台）

第1部 委員委嘱・諮問

1. 委嘱状伝達

■事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会の委員委嘱、ならびに、検討事項の諮問を行わせていただきます。

本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、第1部の司会を務めます、人権啓発課長の加島と申します。どうぞよろしくお願いたします。

品川区では、5月から、サマールックキャンペーンとしてノーネクタイで執務を行っておりますので、どうかご了承いただければと存じます。また皆様もよろしければ、上着等をお脱ぎになって涼しい格好で会議に臨んでいただければと思います。

それではお手元の次第に沿って始めさせていただきます。

はじめに、「1. 委嘱状伝達」ですが、本委員会は、公募区民の方、区内関係団体の

代表の方、学識経験者の皆様を委員として構成しております。

皆様の委嘱状につきましては、本日席上に配付させていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

また本日、オンラインで参加していただいております、寺崎委員につきましては、後ほど委嘱状をお送りさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、こちらをもちまして、委員の委嘱と変えさせていただきます。

2. 委員長および副委員長の指名

■事務局

次に、委員長および副委員長の指名に移らせていただきます。

資料2に、本委員会の設置要綱をお付けしております。そちらの真ん中あたりに第5条がございます、第2項、「委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する」としております。

委員長につきましては、川眞田 嘉壽子 委員、副委員長につきましては、寺崎 京 委員を指名させていただきたいと思っております。どうぞご了承ください。

3. 検討事項の諮問

(諮問文を区長より手交する)

4. 区長あいさつ

■区長

皆様、本日は大変お忙しい中、品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。そして本日ご出席、オンラインでもありがとうございます。

先ほど委員長にお渡しした諮問文にも記載しておりますが、人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等による差別されることのない平等な存在です。

しかし、直近、令和元年に実施した品川区人権に関わる意識調査では、性別等に起因する人権侵害を経験した方が一定数いらっしゃるほか、社会生活において性別に起因する固定的な役割分担意識が存在し、職場や社会通念、慣習において男女平等意識等がまだまだ及んでいない状況がうかがわれます。

そのような中で、区として、性別等を理由とする人権侵害の根絶、女性のエンパワメントの実現などを基本的な考えとする新しい条例を制定し、すべての人が性別等によらず、それぞれの意思のもと、その個性と能力を發揮して、あらゆる分野に参画・活躍できるよう、道を切り開いていく必要があります。

新しい条例は、そのための道しるべであり、誰もが自分らしく生きられる地域社会の

実現に向けて、今後の取組みの指針としていきたいと考えております。

本日、第1回として、この条例に盛り込むべき考え方について検討を行うにあたり、ぜひ委員の皆様のお知恵を拝借させていただきたく、お願いを申し上げます。

新しい条例が灯台となり、未来を照らすにふさわしいものとなるよう、またこれを契機に、品川区を発信拠点として、ジェンダー平等に関する理解の促進がなお一層進むよう、思いを込めてご挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

■事務局

区長、ありがとうございます。

これをもちまして、委嘱、ならびに検討事項の諮問を終了いたします。

森澤区長におかれましては、恐れ入ります、次の予定がございますので、ここで退席となります。

(区長退席)

第2部 品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

■事務局

では準備が整いましたので、第1回の会議に入らせていただきたいと思います。

会議の次第に入ります前に、事務局より本日の配付資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局より配布資料の確認を行う)

それではここからの進行は川眞田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

1. 委員紹介

■委員長

そうしましたら、引き続きまして、第1回品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会を開催いたします。

はじめに、委員紹介を行います。

(各委員より自己紹介を行う)

ありがとうございます。

改めて確認いたしますが、先ほど森澤区長よりお受けした諮問文を資料1として皆様のお手元にお配りしております。

本諮問事項にかかる検討のための委員委嘱期間は、お手元の委嘱状のとおり令和5年

6月から、区長の諮問にかかる答申の日までとされておりまして、また資料1の諮問文のとおり、答申を希望する時期は令和5年12月となっております。ご了承ください。

2. 検討委員会運営の確認

■委員長

それでは次に「2. 検討委員会運営の確認」について事務局よりご説明お願いいたします。

■事務局

お手元の資料4、右肩ホッチキスどめの資料をご覧くださいと思います。

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会公開基準の案でございます。

案となっておりますのは、この内容をこの委員会に諮らせていただきまして、決定となった場合に、この取り扱いに沿った運営とさせていただければと考えております。

内容をご説明いたします。まず最初の1枚目をご覧ください。

公開の原則1というところですが、こちらの委員会につきましては原則、公開を考えております。ただし、委員長が必要と認めた場合には、非公開とすることができます。

傍聴につきましては、次ページ以降の傍聴に関する取り扱い要領に則りまして、後ほどご説明を申し上げます。

3の会議録につきましては、委員会の会議録については、要旨を事務局で作成いたしまして、区のホームページに掲載し、公開したいと考えております。なお、その際、要旨には、発言者の氏名は公開いたしません。

また、資料ですけれども、本日お手元にお配りさせていただいた資料すべて、名簿も含めて、原則として区ホームページに公開していくことを考えております。

こちらの委員会資料は、議会報告を随時行っていく必要がございますので、その際にまた活用させていただくこともございます。

おめくりいただきまして、品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会の傍聴に関する取り扱い要領をご覧ください。傍聴に関して必要な事項を定めております。

まず傍聴人ですけれども、第2条にございまして、傍聴券を事務局より交付いたします。

こちらの委員会の傍聴人の定員は、会議室の平均的な面積等を加味いたしまして、原則として10人以内と考えております。

なので、後部に今椅子が10個、傍聴用として用意をさせていただいております。

第4条の傍聴できない者としたしましては、銃器その他人に危害を加える恐れのあるものを携帯している者、張り紙、ビラ、鉢巻き等を携帯している者、ラジオ、拡声器などを携帯している者についても、傍聴できない者に当たることになります。

その裏、傍聴に守るべき事項として第5条がございまして、例えば(2)騒ぎ立てない

こと、(4)みだりに席を離れないこと等がございます。こういった守るべき事項に違反した場合には、委員長の方から、警告をした上で、ご退席いただくこともございます。

それから、第6条の撮影の許可ですが、傍聴人は、傍聴席において写真撮影を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならないと記載しております。写真撮影のみで、動画、録音はこの委員会では認めないとしております。こちらの理由につきましては、委員間の自由闊達な意見を確保するため、区として運営方法を検討した結果となります。

そのため、議論の流れが区民の皆様にもわかり、議論の透明性が確保されるよう、議事録につきましては、ほぼ逐語録に近いような形で掲載させていただきますが、先ほども申し上げたとおり、発言者氏名につきましては非公開、記載しない形といたします。

最後のページにつきましては、傍聴券の様式を添付しております。

■委員長

ありがとうございました。それでは今事務局より、本委員会の公開基準、それから傍聴の取り扱い要領の案についての説明がなされましたが、本件について、質問、あるいはご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

特にご質問がなければ、今ご説明があった公開基準案のとおり、本委員会を運営することとして、決定いたしますが、よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

異議なしということですので、公開基準を決定したいと思います。

■事務局

本日は傍聴希望が2名います。記録用として撮影を希望しています。

■委員長

わかりました。

それでは異議なしということですので、公開基準どおり決定いたします。それでは傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

本日は2名の傍聴者がおられます。

そのうち2名から、写真撮影の申請が出ておりますので、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

異議なしということですのでそれでは、写真撮影をご希望の方は、写真撮影の申請を許可しますので、撮影を自席から行ってください。
よろしくお願ひします。

(傍聴者撮影)

それでは、写真撮影はこれで終了いたしました。

傍聴者の皆様に申し上げます。会議の妨げになりかねないため、これ以降、会議中の写真撮影はご遠慮くださいますようお願いいたします。

3. 検討委員会の開催予定

■委員長

それでは、「3. 検討委員会の開催予定」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

■事務局

それでは資料5、品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会開催予定を使ってご説明をさせていただきます。

第1回から第5回まで回数を記載しておりまして、第1回は本日6月21日水曜日、午後2時からの会議でございます。

このあと、区のほうから、資料6を使って区の現状について、それから資料7を使いまして、条例に盛り込むべき考え方のたたき台をご説明させていただき、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

第2回は7月26日水曜日を予定しております。場所が変わりますので、ご注意ください。

本日だけでは条例に盛り込むべき考え方について、なかなかすべてご意見をいただくには難しいかと思ひまして、第2回もそのための時間を設けたいと思ひております。

また、各主体の役割について、区がどうしていくべきか、区民に何をどう求めていくか、また条例をつくったことによつて何に取り組み、どのような体制を組んでいくかといったことについて、第2回にご意見をいただきたいと考えております。

第3回の8月30日につきましては、第1回と第2回でいただいた皆様のご意見をもとにいたしまして、条例に盛り込むべき考え方等の整理について、事務局のほうから示させていただきます。

考え方の整理につきましては、これをもとに、パブリックコメント、区民の意見公募の手続きの際に使わせていただくものとしてと考えております。パブリックコメントの実施については、現在のところ、10月を予定しているところです。

以降、第4回につきましては、パブリックコメントの意見内容と、それから区側とし

ての回答案を示させていただき、それらをもとに修正を反映し、条例に盛り込むべき考え方等の整理に関する答申の案をこの場にお示しさせていただきたいと思ひます。

ご意見をいただひてさらに修正をいたしましたものを、第5回にて、区長のほうに答申という形を考へております。

第4回と第5回は日時場所未定となつており、本日以降、日程調整等のお願いをさせていただくかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

また、こちらは条例ですので、議会の議決が必要となりますが、現在は、年明け直近の定例会へ、区長より条例提案を行う予定で進めていることを申し添えさせていただきます。

■委員長

はい、ありがとうございます。

これについてご質問、ご意見ございましたら、挙手をお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

(質疑なし)

4. 検討基礎資料：区の現状について

■委員長

特にご質問がないようですので、次の議題、「4. 検討基礎資料：区の現状について」に移りたいと思ひます。それではまた改めて事務局よりご説明お願ひします。

■事務局

今度は資料6、A3の資料をご覧いただければと思ひます。

こちらを使って、ご説明をさせていただきます。

検討基礎資料、区の現状についてということで、1枚目には区の概要を載せております。

(1) 区の基本情報といたしましては、品川区は東京都の南東に位置する区になります。品川区は大きく大崎、品川、八潮、大井、荏原と5つの地区に分かれておりまして、高層ビル群、桜並木の目立つ大崎地区ですとか、住宅街が多く、複数の商店街がある荏原地区、それから、品川地区には東海道というのは歴史ある地区もございまして、一言で申しますと、新旧が混在しているまちだというふうに考へております。

品川区の面積は、22.84平方キロメートルとなります。

右側の黄緑色の表ですが、現在の品川区の人口は、令和5年4月現在で40万人を超えており、40万6,000人強となっております。

人口の内訳は下に記載しておりますが、生産年齢人口である15歳から64歳が約28万人、高齢者人口が約8万1,000人ということで、世帯数につきましては、約2

3万2,000世帯となっているところでございます。

左側の総人口の推移・予測につきましては、現在、2023年ですけれども、中位推計というのが赤線になります。大体40万を超えるような程度で推移をしてきているというところです。

また、年齢三区分別人口の推移・予測につきましては、今2018年と2028年の間というところですが、年少人口4万7,253人で、ちょうどこの増加傾向の間にある時期でございます。

次に、品川区の上位計画を2ページ目に記載をさせていただいております。

品川区長期基本計画の体系図といたしまして、こちらは令和2年度から令和11年度までの計画期間となっております。

資料に記載がなく恐縮ですが、計画のキャッチフレーズとして「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」というのを掲げており、そのキャッチフレーズのもと「人」「地域」「安全」という赤、青、緑で分けられた3つの政策分野を掲げております。

今回の条例に一番関係の深いところといたしましては、赤い部分、「人 健やか 共生」というところで、一番下の赤線で囲った四角の中に「平和で人権が尊重され、多様性を認め合う社会の実現」とございます。そして、これが10年後どうなっているかというのを、ボックスの中に記載しておりますが、計画上、区が10年後に目指す姿としては、「性別等にかかわらず、多様な生き方を認め合う社会の視点が根つき、地域、家庭、職場、学校など社会のあらゆる場面で、区民が性別や年齢、障害、国籍、人種、文化などの様々な違いを理解、尊重し、共生できる環境が構築されている」、10年後の姿をそのように描いているところでございます。

ただ、長期基本計画は、区のビジョンを示す大きな計画になりますので、男女共同参画につきましては、別途、個別計画を定めております。それが3枚目のページになります。

男女共同参画のための品川区行動計画で、第5次の計画になります。計画期間は、令和元年度から令和10年度までです。

こちらは、計画の愛称を「マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～」としておりまして、この「誰もが自分らしく」について後ほど改めてご説明いたしますが、条例の基本となる考え方としていければと考えております。

計画の基本理念ですが、左側の水色の四角をご覧ください。こちらは「区民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を發揮して、誰もが自分らしく生き生きと安心して暮らせる、男女共同参画社会の実現」としております。

男女共同参画社会という言い方には、いろいろなご意見があるかと思うのですが、この「互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮する」や「能力と個性の發揮」というところは、考え方の大きな部分になってくると、事務局のほうでは考えておりま

す。

この基本理念のもと、「マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～」の中には、3つの計画が包含されている形になっております。

1つは、「男女共同参画のための品川区行動計画」で、ピンクの線で囲ってありますが、男女平等意識の教育と啓発、性的マイノリティへの理解促進と支援といった4つの項目を掲げておまして、関連する区事業の一部を右側に記載しております。

啓発事業、男女共同参画の部分では、フォーラムという講演会ですとか、ワーク・ライフ・バランス、アンコンシャス・バイアスに関する講座の実施、デートDV、DV等に関わる出前講座等を行っております。

また、LGBTQ当事者の方への支援、啓発というところでは、当事者やその家族、友人等のための交流スペース「みんなのひろば」や、東京都パートナーシップ宣誓制度の活用などで、区では、区営住宅の入居など区行政サービスの提供を進めています。

それから「職員・教職員向け性自認・性的指向に関する行動指針」を作成しまして、それに基づき職員研修を実施しておりますほか、本日ご出席いただいております学校、教育総合支援センターを中心といたしましては、市民科における人権教育などが行われているところでございます。

緑の部分は「配偶者暴力対策基本計画」で、配偶者からの暴力の未然防止と早期発見を筆頭といたしまして、区の関連事業としては、男女共同参画センターでのDV相談、生きづらさ等を相談していただくためのカウンセリング相談の実施、また、虐待の早期発見・未然防止等を目的に品川区虐待防止ネットワーク推進協議会などの会議体が持たれているところでございます。

3つ目の黄色い四角は「女性活躍推進計画」で、ワーク・ライフ・バランスの推進を主眼に書かれておりますが、女性の活躍というところでは、商業・ものづくり課で所管しております創業支援、特に武蔵小山創業支援センターでウーマンズ・ビジネス・グランプリ等の事業が開催されています。

また、家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、子育て相談・支援に関するサービス等の提供を行っているところでございます。

「男女共同参画のまちづくりの推進」につきましては、計画の推進というところで、計画内容の充実、例えば、区民に対しどのような啓発が有効かというような具体の部分を議論することを目的とした「品川区行動計画推進会議」という会議体を設置しているところでございます。

次のページからは、品川区における区民意識の状況について、ご説明いたします。

まずは、男女共同参画に関わる区民意識のところですが、直近令和5年3月に電子アンケートを行いましたところ、総数344件の回答をいただきました。

その中で、「これまでに自分や家族の人権を侵害されたと感じたことはありますか」という問いに対し、「ある」と回答した方は、うち141件ございました。

下にグラフがございますが、この中で「ある」との回答は、多い順に、男女（性）差別が58件、そして2番目にプライバシー侵害が42件、学歴差別39件と続いておりまして、このあと紹介するより規模の大きな「人権に関わる意識調査」でも、人権侵害を受けたと答えた割合は、やはり、性差別、プライバシーの侵害、学歴差別と続いているような状況にございます。

右側の人権に関わる意識調査につきましては、こちらは、調査発送件数2,000件のうち、有効回答数917件で、男女平等意識について、それぞれ場所が変わったときどうですかという質問をいたしました。

その中で、家庭生活では38.6%、職場では18.9%、学校教育では62.1%の方が「平等」と回答しております。その下の「社会通念・慣習では」というところでは15.4%で、職場と同様に男女平等と感じている方の割合がかなり減ってくるという状況にあります。こちらは、前回調査でもやはり同じような傾向が出ております。

また、性別役割分担意識、男性は仕事、女性は家庭というところにつきましては、男性・女性ともに「そうは思わない」という回答が、6割を超える状況となっておりますが、「（男性は仕事、女性は家庭が）最もだと思ふ」という方も917件のうち3%弱程度の割合でございます。

家庭での役割分担について、もう少し詳しく聞きましたところ、生活における家事に関しては、掃除、洗濯、食事のしたく、食後の後片付け、買い物、ごみ出しは「妻」が最も多く担っており、中でも食事のしたくは50.6%の割合で妻が担っているとの結果が出ております。

5ページをお開きください。目線を変えまして、では、区内はどうなっているかですけども、区の中でも意思決定のためのさまざまな会議体が設置されていますが、会議体における区全体での女性委員の割合は、現在34.1%となっています。約1,200人の委員中400名強が女性委員という状況なのですけれども、先ほどの行動計画では、令和5年に女性委員の割合を40%にするという目標を掲げておりまして、まだ道半ばという状況でございます。

その下、オレンジの折れ線グラフにつきましては、こちらは条例設置している附属機関で、防災会議ですとか建築審査会ですとか、さまざまございますが、こちらはさらに割合が下がりまして、21.8%という状況になっております。

(5) 区のDV相談件数の推移につきましては、女性に対する人権侵害として、男女共同参画白書でもDVが挙げられておりますが、男女共同参画センターで受けたDV相談の件数を記載しております。コロナ前の令和元年度は39件という状況でしたが、令和2年度、コロナ禍では56件と、前年度比約1.6倍の相談件数となりまして、高止まりは現在でも続いております。

令和2年4月には、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行い、DVではと悩む方やDV被害者からの相談、一時保護支援を行っているところでございます。

(6) は国際的な視点ですが、ジェンダーギャップ指数について、日本は116位という状況になっているところがございます。

おめくりいただきまして6ページをご覧ください。

(7) 以降に、性の多様性に関する事項をまとめております。

(7) 性的マイノリティ当事者が抱える職場での困りごとについては、厚生労働省の委託事業調査から引用をしております。

青線がL, G, Bで、紫の線がTとなっております、「困っていることはない」という回答が多い一方で、L, G, Bの方については「プライベートの話をしづらいこと」「異性愛者として振る舞わなければならないこと」などの困りごとが多くなっています。また、Tの方につきましては、「自認する性別と異なる性別で振る舞わなければならないこと」「健康診断を受けづらいこと」などが調査の中で挙げられています。

(8) は、品川区における性の多様性に関する区民意識ですが、先ほどの人権に関わる意識調査から関連項目を引用してきたところでは、「自分の性別に悩んだことの有無」では「ある」と答えた方が3.8%で、「ない」が9割となっています。

また、(9) 「性的マイノリティをカミングアウトされた場合、変わらずに接することができるか」という質問では、「できる」と答えた方が、男性・女性とも6割近くいらっしゃる中で、「できない」と答えた方、それから「わからない」と答えた方の割合も一定数ございまして、区としては、まだまだ啓発の余地があると考えているところがございます。

(10) 性別、性・年代別／性の多様性を認め合う社会をつくるための取組みの必要性につきましては、「必要だと思う」という方が全体で3割を超える中、「あまり必要だと思わない」「必要ではない」という回答した方も1割を超えておりまして、こちらも区として取組みの必要性についての周知啓発の余地があると考えているところがございます。

このような意識調査の結果ですが、最後7ページに、区の現状、検討の背景をまとめております。

人権に関わる意識調査等の結果から、これまでに受けた人権侵害として、やはり男女差別が最も多く、職場や社会通念上では「男性優遇」との回答が多くを占め、性別によるや固定的な役割分担意識であったり、性差別が存在していることがうかがえます。

また、コロナ禍を機にDV相談件数が増加傾向にあることから、女性に対する人権侵害が増えているということが見て取れます。

性の多様性を認め合う社会をつくるための取組みの必要性についても、「あまり必要だと思わない」「必要ない」との回答が一定数あり、性自認、性的指向への偏見・差別、または無理解がうかがえ、当事者が自分らしさを周囲に明かすことができない要因となっているのではと推察しております。

また、資料にない中で恐縮ですが、現在、男女共同参画ですとか、性の多様性に関する

る条例については、特別区23区中18区がすでに制定をしております、品川区は制定していない方の5区に入っているという状況でございます。

そんな中で、生きづらさの背景にある差別・偏見、無理解、暴力などを解消し、誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在であることが重要と考えております。

こういった背景をもとに、本委員会において、条例に盛り込むべき考え方を検討し、新しい条例の制定を契機に、区としての姿勢・考え方をより明確にしていきたいと考えております。そして、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を目指していきたい、そのように考えているところです。

長くなって恐縮ですが、検討の背景についてご説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

■委員長

ご説明ありがとうございました。

区の現状について説明がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見ある方は挙手をお願いいたします。

ジェンダーギャップ指数は、今日新しい情報が出て、日本は146ヶ国中125位で、昨年より悪化したという報道が出ておりました。

他にいかがでしょうか、何かご意見、ご質問ございませんか。

■委員

何となく理由を推察しておりますけれども、23区中ですね、18区において、LGBTQを含めたジェンダー平等の条例等が設置されているということを知りまして、品川区はそのできていないほうに入っているということを知り、いさかショックを受けております。

今回その現状を変えるべく、このプロジェクトを立ち上げたことに関しては非常に前向きに捉えているのですが、区長のある種のイニシアチブがあって、こういったものが動くものなのか、あるいは議会発なのか、いろんなケースがあると思うのですが、参考までに、品川区におけるこれまでのこの問題に関する見方というか、認識というか、姿勢というかですね、それがこう、なぜその制定されないという結果に至ったのかというところをちょっと参考までにお聞かせいただくと幸いです。

■事務局

これまで男女共同参画推進条例が制定されてこなかった背景ですけれども、こちらは今までの区長も問題意識を持っていたとは思いますが、なかなかそれが表層化してこなかったというところがあるかと思えます。

国のほうも、最近になって「女性版骨太の方針」や「男女共同参画白書」において、これまでの家族像を覆すような考え方が出てきて、区としてより今動きやすくなったというところは確かにあるかと思います。

もちろん新区長がきちんとこれについて問題意識を持ってくださっているというところでは、所感としてもかなり心強いと思っておりますし、何より東京都パートナーシップ宣誓制度の活用を始めるにあたって、区として検討を行ったのですけれども、その中で、そもそも根拠となる条例というのがないよねというところが端緒になっていました。条例については、区のほうが主体となって、こういう条例をつくっていきませんかということで呼びかけをさせていただいて、本日にやっと実を結んだというような状況でございます。

■委員

ありがとうございます。区長が変わって、新しい風が吹いているのを感じておりますけれどもその一つの象徴的な事例なのかなという気もしますし、せっかく立ち上がった本プロジェクトですので、いい形で結実するようにやっていければいいなと思いました。ありがとうございます。

■委員

こちらの区民意識のアンケートとか、すごく興味深く拝見させていただいたのですが、ちなみに23区内で似たようなアンケートとかがあった場合に、そこと比較して特に品川区はこういったものが突出していたとか、他の区よりも課題感が強いとかっていう項目とかってあったりしますか。

■事務局

比較しているのはやはり近隣にある区ですね。大田区、目黒区、港区の調査結果を見て、それと比較してどうだろうというのをやっているのですけれども、大体同じような回答の傾向を示しています。

差別についても性差別が一番多いですし、お隣の港区で固定的役割分担の意識が全くすべて解消されているかということ、そんなことはありませんし、やはり条例をつくったとしても不断の啓発というのが必要になってくるかと思います。何より条例があることによって、区としての姿勢が明確にされて、区として区民や事業者に対して、これを根拠としてやっておりますということが言えるか言えないかというのは、区としての姿勢のあり方、精神の持ち方としても非常に違ってくるのかなというふうに思っております。

条例をつくることによって、他区を抜くような勢いで、結果が改善されていったらいいなとは思っております。

5. 「条例に盛り込むべき考え方」について（たたき台）

■委員長

では、今2点ご質問が出ましたけれども、これ以上は特にないということであれば、次の議題、「5. 条例に盛り込むべき考え方について」に移っていきたいと思います。

それではまた改めて事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局

では資料7、A3のものでご説明をさせていただきます。

まず、資料の左側ですが、この検討委員会の名称にも「ジェンダー平等」と冠しておりますが、区として改めてジェンダー平等とは何だろうというのを、国の考え方等から抜粋したものを記載しております。

まず、(1) ジェンダー平等とはの四角の1つ目ですが、こちらは内閣府男女共同参画局のパンフレットに書かれていた定義でございます。性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこととされております。

次に、令和5年6月5日に示された、女性版骨太の方針2023の原案では、女性の活躍について、このような文言がございました。女性の所得向上、経済的自立に向けた取組の強化が必要であるとして、その中身をかみ砕いて見ますと、男女が家事・育児等を分担し、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくり、また、2つ目のポチは、仕事と健康の両立による就業継続の支援というのが記載されております。

そして3つ目の四角は、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現ということで、配偶者暴力（DV）やハラスメントへの対策、生涯にわたる健康への支援などが書かれております。

また、G7のサミットが広島で行われた際的首脳コミュニケの仮訳が、現在、外務省のホームページに掲載されておまして、こちらのジェンダーに関する記述から抜粋をいたしました。多様性、人権及び尊厳が尊重され、促進され、守られ、あらゆる人々が、性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく、生き生きとした人生を享受することができる社会を実現するということで、最初にご紹介した内閣府のパンフレットでは「性別」という表記だけでしたが、G7のコミュニケの中では、性別に加えて性自認、性表現、性的指向といった文言が入ってきていることを確認しております。

こういった国の考え方等を踏まえまして、区としてジェンダー平等を推進するための視点とは大きく何かというものをまず2つにまとめたものが、(2)です。

すべての人が等しく責任、権利、機会を分かち合うこと。

そして2つ目に、性別、性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティ）の多様性を認め合うこと。

この2つの視点が重要であり、「誰もが自分らしく」あるために、条例の基本となる

考え方を右側に記載させていただきました。大きく5つに分けて記載しております。

(1) 人権侵害の根絶ということで、先ほど区の現状としてDV相談の件数をご説明いたしました。DV、ハラスメント、性別等というのは、性別、性自認、性的指向を含め、それらを理由とした差別などの人権侵害が根絶されること。

(2) 女性のエンパワメントの実現、女性活躍への支援については、まず①多様な生き方の選択です。性別による固定的役割分担意識の解消、それによる個性と能力の発揮、また、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。

②平等な参加機会の確保については、すべての人が性別等に関わりなく、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会が確保されることが大切だと考えております。

③家庭生活と職場、学校、地域活動の調和については、ワーク・ライフ・バランスとも言われますが、すべての人が、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動と職場、学校地域等における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

④性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重については、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できることが大切だと考えております。

(3) については、学校教育、社会教育その他の教育において、ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成を行っていくこと、また、メディア・リテラシーの育成に向けた取組みが行われることが大切だと考えております。

(4) は、性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティ）に起因する日常生活上の困難等の解消を掲げており、性的指向、性自認を原因とした日常生活上の困難等が解消されることが、基本的な考え方として大切ではないかと考えております。

最後に、区だけではなく、国際社会・国内の取組みに対する理解・推進を区全体に広げていくために、こういった取組みを積極的に理解し推進するという考え方の中に入れさせていただきました。

こういった考え方のもと条例を定めた場合、区として目指す姿を下に横長で書いております。すべての人が、性別、性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティ）にとられることなく、差別、暴力を受けることのない社会、多様な個人として尊重され、排除されることのない社会、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる社会、その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会を目指していきたいと考えております。

先ほど申し上げたとおり、23区中すでに18区が条例を制定してございますので、そういったものを今回資料に落とし込んで整理をさせていただきました。

それから最後に1つ付け加えなければいけないのが、本日の委員会の場に間に合わなくて恐縮ですが、この間、法律が国会のほうで成立いたしまして、性自認をジェンダーアイデンティに修正するなどの案が可決されたのですけれども、法の成立によって、

これから区がつくろうとしている条例に文言ですとか、考え方ですとか、どのような影響を及ぼしてくるのかというのを、今並行して調査を進めているところになります。

■委員長

ありがとうございました。

ただいま条例に盛り込むべき考え方について、このA3、1枚紙についてのご説明がありましたけれども、これについて何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

■委員

すごく基本的なことなのですけど、誰もが自分らしくの誰もがとか、すべての人がっていうのは、基本は区民になるということですが、区民の定義にはどこまで入ってくるのか教えていただいてもいいでしょうか。

■事務局

区民の定義をどうするかというのも、これから第2回の中で検討していければと思っているのですが、他区の条例を見ますと、在住されている方だけではなく、在勤・在学の方、事業者等も含めているところもございます。

■委員

細かいことを聞いてもよろしいのでしょうか。

条例の基本となる考え方の(2)②の平等な参画機会の確保というところなのですが、これは参画する機会じゃなくて、参画することと一緒にいいのか。機会っていうと、参画する機会はみんな平等でも、その結果は実は違ってしまったとしても、もうしょうがないね的な、そうじゃないかと思うのですけれど。

そうするとやっぱり、参加機会っていう、機会じゃなくて、まず、例えば平等な参画、平等に参画するとか何か、機会っていうのでないほうがいいと思う。

■委員

機会の平等ではなく、結果の平等ということで使うことも多いかなと思います。

■委員

SDGsのところにジェンダー平等と書いてあるので平等かと思うんですけど、僕、かねてより平等ってどういうことって。言葉遊びみたいに感じるかもしれませんが、平等って、平らでみんな等しいですよ。

でも、個性とか、やりたいこととか、やりたくないことっていうのが当然あって、条例のこういう文言を見ていると、みんなが何か「イケイケでやるぜっ！」っていう感じ

の人を応援するっていうようなニュアンスとして、僕は捉えてしまうのですけれども、実はやりたくなかったり、後ろ向きだったりするのも、その人の個性だと思ってます。そういう権利ももちろん認められなければいけないのではないかと、それが目指している社会なのかなというふうに考えています。

なので、僕の中では平等というよりはどちらかというと公平、先ほどおっしゃられた結果の平等、っていうのはどういう意味合いか、すぐ想像できないのですけれども、当然どんな人であれ、能力とか、できることとかできないことの差っていうのはあるわけで、それによって、何ていうのでしょうか。結果はやっぱり違ってくるのではないのかなというふうに思うのです。

反対の考え方として、ジェンダーとか、性別とか年齢とか、そういうものによって割を食わない社会っていうことを実現するのを、ネガティブでなくポジティブな言葉でどう表現していくかということ、それは多分この委員会の皆さんが理念なり思想感みたいなものとかをきちんと捉えた上で文言に落としとしていかないといけないのか、要するに、上辺の言葉だけで制定していくということをしてはいけないような気がします。魂を入れないと、政策をいっぱい掲げて、お金ばらまいて、結果が多分功を奏さないとしたら、本当に届けたい人にそれは届いてないのかなと思います。

品川区は後発ですけど、せめてこういう機会に恵まれたからには、思いみたいなものっていうのを、ここできちんと話し合いそれを文章として落とししていく。

あとで誰かに何か言われても、いや、これはこういうことなんだっていうふうに説明できるようなものであってほしいなというふうに思いました。反論待ってます。

■委員

私が申し上げたのは、別にそのイケイケの人をっていうのではなくて、公正か平等っていうのをどっちがいいかっていうのは、ここにみんながちょっと考えては、と。

■委員長

機会を与えてその結果を全く無視して、機会はみんなにあげたんだから、その結果は自己責任ということでは真の平等ではないということだと思います。そういう意味で、機会の平等は結果の平等につながらなければならない。ここで機会だけっていうふうに書いてあるのを、もう少し深めていったほうがいいんじゃないかというご提案なのではないかと、私は伺いました。

■委員

そうですね。僕もそう思います。

例えば、機会があって、エントリーしました。それに対して評価とか、いい悪いじゃないですけど、そういう考察とかがあって、結果が出ますが。今、おっしゃられている

のは、医学部の入試のどうのこうのとかそういうのも含めた、そもそもの選考自体がおかしいというところを正すのであれば、結果の平等というよりは選考性とか考査の平等という方が理にかなっているような、そんな気がします。

付け加えますと、別に委員に何か意見とかいう話じゃなく、日頃僕が感じているだけで、委員のおっしゃったことは、もちろん僕もそういうふうに乗ったと思います。

ただ、ここで一番重要なのは、選考とか考査とかですることの基準が平等、ここで言う平等であれば、結果が違ってきてもそれは仕方がないとかそういうものなんだというふうに思いますが、ちょっと学問的なことはわかりません。

■委員

話をお聞きしていて、すごく共感するなと思っていました。言葉だけが走ってしまうと、本当に、ここの中にどういう思いを込めたのかが伝わらないので、ちゃんと皆さんと議論するのはいいなと思っていました。

例えば、機会が平等だったら、ある仕事のポジションがあって、もう平等だから誰でもそこにエントリーできますってなったときに、でも、今の日本社会では、子育てとか女性の方が負担をすることが多くて、実質上そこにエントリーしづらい環境があったときに、ポジション自体は平等、機会は平等なのだけれど、結局エントリーしづらい。そこをエントリーして頑張るって、頑張れない環境があるってこと自体は、実は機会の平等の本当の平等じゃないのかなというふうに思っているんで、もし機会って言葉を使うとしたら、この選択肢の機会だけじゃなく、そこにエントリーするためのものも含めて機会っていうのがいいのだろうなと思ったし、本当にこの目の前にある、選択肢の機会っていうのだとしたら、そこでなく、おっしゃる通りプロセスもそうかもしれないし、その背景には、いろんな条件みたいなところも鑑みた機会の平等がいいのではないかなと。それが結果、平等になっていないと、やっぱりそれは個人の頑張りによると、なかなかエントリーできなかったり、頑張れない人もいるので、というふうに思いました。

あとの公正のお話でいうと、みんなに平等なので、じゃあ、Tシャツを全員にMサイズ配りますみたいな。そうすると、いやいや、Lサイズの体だしとか、自分はノースリーブとかっていうことにもやっぱりなってくると思うのですよね。

あとよく例えられるのが、機会の平等だと言って、野球の試合を見に行くのだけれど、フェンスが高くて、背の高い人は見えるけれど、背の低い人は見られない。

じゃあ、10センチの箱をみんなに提供してといっても、子どもは10センチでも足りないみたいな、子どもには30センチの箱を渡しましょうと。そうすると全員が同じように試合を楽しめるみたいな。

なので、同じものを同じだけすべての人に提供するっていうよりは、やっぱりそこは環境の違いみたいなことを配慮する、そういうものが、この条例の背景にあると、個人的にもおっしゃるとおりそうだなと思っていました。

■委員

今、他の委員のご意見を伺っていてちょっと思ったのがですね、魂を入れるっていうのはすごく大事だと私も思います。

なぜならば、これっていうのは、これまで他区の先行事例をですね、検討を重ねて吟味をして、今回のたたき台として、事務局の皆さんが準備してくださったものですよね。であれば、この場における闊達な議論や、意見交換をもって、さらによりよいものにてきればよいと思うのですね。

今、他の委員がご指摘いただいたことってすごく重要なポイントかなと思っていました、機会も重要、平等な結果の平等なのかっていう、本当に他の委員が最初に提起されたこととも関係しますけれども、ちょっとお話を伺っていて思ったのは、平等って何だろうということなのですよ。

まさに他の委員がおっしゃった、野球の選手を見に行くときに、平等というのは、全員に30センチのリング箱を与えることですよね。でも、それが平等であっても、子どもは見えないですし、平均身長が高い男性にとっては圧倒的に優位なわけです。

ということを見ると、最近、私はすごく参考になるなと思っている言い方で言いますと、やっぱり「エクイティ」っていう考え方。平等とはイクオリティですよ。でも、そうではなくてエクイティだと。エクイティっていうのは公平であるという考え方、フェアであるという考え方、公明正大であるという考え方。なので、平等というのは非常に美しい言葉のようなのですけれども、必ずしもそこを包摂しえない。

マイノリティであったり、弱者であったり、そういう人たちがいるということが認識されてきているっていうのが、おそらく今の世の中だと思うのですね。それを今、包含する意味で、エクイティという考え方、日本語で言うと、公平、公明正大っていうのですかね。そこの言葉を、もう平等ではなくて、まさに公平な参画という1つの姿勢を、この委員会において、区長にご提案するというのもあるのかなという気が私はいたしました。

やっぱり平等だけでは、こぼれおちていくものに対する目線、スポットライトを当てていこうということが本来この条例に求められるべきなのだろうなと思いますので、そういう意味で言うと、他の委員のおっしゃったこと全部含めて、公平という言葉を使うというのは、個人的にはすごくいいのではないかなと思いました。

■委員長

ありがとうございます。すごく建設的なご意見があって、良かったと思います。

ほかにいかがでしょうか。これに関連してでもいいし、また別の視点でも構いません。

■委員

いっぱい質問してすみません。例えば、(1)の人権侵害の、配偶者暴力のところの配偶者って言葉一つとっても、そこに当てはまらない人もいるなっていうことを感じました。

この言葉選びとかもすごく慎重というか、丁寧にしていくのが大切かなと思っていたのと、あと、直近の刑法改正の附帯決議の中で、性暴力、性被害に関しては、男性や性的マイノリティも入るとされていますし、その視点とかも、やっぱりここにあったほうがいいかなと思いました。

あと、(2)女性のエンパワーメントの中に①から④まで入っているのですが、それが、すべて女性でいいのかみたいなことも少し感じました。例えば、僕はゲイですけど、子どもが2人いまして、生殖医療でできてるのですが、④などはいろんな方も含まれてくるのかなと思います。本当に女性だけのエンパワーメントでいいのかということを感じたりしました。

なので、この上位概念で、ここに当てはまる方々をすべて整理したあとに、特出しをして女性のエンパワーメントということはもちろんあると思うのですが、まだ全体の構成がわからなかったなので、疑問としてここで提案したいと思います。

■委員長

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね。確かに、品川区のこのプランが、女性活躍などいろんな関連のものでつくられているものだと思います。この辺の概念整理をしていく必要があると思いますね。ほかにいかがでしょうか。

■委員

すごく基本的な、何か見当違いの質問になってしまうかもしれないのですが、この半年の中で事業については具体的には話さないですね。例えば、基本条例があって、たぶんそれをもとに、品川区として事業を具体的にこうつくっていくみたいな。なので、新たな事業とかもしかしたら出てくるのかなと思うのですが、この委員会でそのもととなる条例を考えていくという理解であっていますか。

■事務局

今、委員のほうからお話いただいたような考え方で、事務局のほうでは認識しておりまして、事業として区民に届く前に計画があって、また計画の理念になる条例があって、その大きなビジョンとなる考え方を今ご議論いただきたいというふうに思っております。

ここでまとめた意見をもとにできた条例については、今度はまた遡って行きますが、条例の理念が計画となって、計画が事業の形になって区民に届いて、初めて条例が区民に身近なものに実感してもらえる、そのように考えております。

■委員

ありがとうございます。そのときに、他区で18区、すでに制定されているところがあるというのはすごくいい考える材料だなと思うので、例えばそれらの区がどういった条例を制定して、その条例によってこぼれてしまったから、例えば事業にできなかったものがあって、品川区としてはそれはぜひ入れるべきなのではないかとか、後発だからこそよりいいものができるみたいな、逆手にとれるのかなと思ったので、具体的なものベースで反対から考えるとかっていうのも1つの切り口としてありなのかなと思いました。

あとその一端として、私がお話を伺っていて思ったのが、その女性のエンパワーメントってというのが、例えば一女性としてはここすごく分厚く書いていただいてありがたいなと思いつつ、やっぱりこれらをやっていくにあたっては、女性だけではどうにもならないところがあるので、男性も自分らしくあるべきとか、家庭内での分担をどうするのかなどというのは、女性だけではできないものもあったりするので、先ほど他の委員がおっしゃったように男性も自分らしくとかっていうのが、この中にあるのが正しいのか、何かどういうふうにあるのが正しいのかを伺いたいなというふうに思いました。

例えば、男性の育休とかっていうのが、国でもディスカッションがされていると思うのですが、それらってというのはどういうふうな条例の置き方であるとより推進されるのだろうというのが、私がまだイメージがあんまりできていなくて、質問でした。

■委員

私ども、相談を受けたりする中で、職場でハラスメントを受けましたと。どうしたのですかって聞くと、上司からこういう事を言われました。ほとんど女性から相談がくることが多いですね。1件だけ男性がハラスメントを受けました、どういう形で受けたのですかって聞いていくと、その人の性格を攻めてくるような、ハラスメントだったみたいですね。私は男ですし、妻もおりますし、子どもも孫もおるのですけれど、例えば、家で私がお手伝いをしようかなあと思っても、これ以上やられるとかえって汚れるからとかね、妻は働いて、私はもう定年退職していろんなことをやっているだけなので、意外と時間があるので、早く帰ったときなんかちょっと手伝ってあげようかなっていうときに、結構ですと。えっとは思うのですけれど、家では妻がそういう考え方ですね。

買い物に行けば重いものとか、自信がありますから、何でも持ってあげたりするのですけれど、お互いに話しておかないと、余計なことをすると逆に怒られてしまうような家庭でございます。

そういう立場でいながら、相談を受けると、その人たちのために何かをしてあげたいっていろいろ考えて一生懸命聞いて、一生懸命こういう方法もあるのじゃないかなと。結局、そこで答えが出せないと、専門の機関につないであげるということも私らも一つの役目だと思ってやっておるのですね。

ですから、さっきも出ましたけれど、女性のエンパワーメント、女性って書いてしまっていると、女性だけなのかなと。もちろん男性もいるのだから、その辺をもうちょっと幅広くやられた方がいいのかなってというような気もしないではないです。

■委員

(3) ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える教育というところにつまみして、ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成というところについてですけれども、意識を持つだけでいいのかな、つくるだけでいいのかなと。

一步踏み込んで、態度であるとか、能力、コミュニケーションも含めてですね。そこまで学校教育の中でできるのかな、求めてもいいのかなという気がしています。

それと、メディア・リテラシーの育成については、これはたぶん、差別・偏見のことを、またはそのカミングアウトだったり、アウティングのことだったりするのかなと思うのですが、この内容が何を指しているのかわからなかったもので、教えていただければというふうに思いました。

■事務局

メディア・リテラシーを入れたというところなのですけれども、情報機器とインターネットの発展によって、個人が自ら情報発信することがこれまでよりもずっと容易になってきているというのは、皆さんご案内のところかと思います。

また、情報を取り込む機会というのも、今までよりもより身近に簡単にできるようになってきている。

そういった中で、発信する情報をどのように、人に思いやりを持って発信できるかという点も重要ですし、情報を目にしたときに、それがきちんと信頼に足るべき情報なのかどうか。そういったことを見極める目を育てるという意味でも、このメディア・リテラシーが大切なのではないかと思います。事務局としてここに記載をさせていただきました。

■委員

課長、すいません。つまらないところに、僕、引っかかってしまいました。「め」ってどっちの「め」ですか。

■事務局

見える目と心の目っていう…

■委員

なるほどなるほど。植物の芽みたいなことも、両方だったらいいなって今、僕、聞い

ていて思いました。

■事務局

今ご提案いただいて、両方だったらいいなと私も思いました。

■委員

今の委員のお話をお聞きしてそうだなと思ったのは、例えば、差別的な発言をすることってダメですよっていう、差別禁止をきちんとここで謳うということも大切だなとも思いましたし、いわゆるヘイトスピーチとか、そういうネガティブなアクションを起こされることも少し想定しておくべきなのか、それは別の条例等で定められているのか。そこも教えていただければと思いました。

■事務局

他区の条例を参考にお答えさせていただきますと、多くは理念条例です。罰則というのはないのですけれども、その中で性別等に起因する人権侵害の禁止というのを、一つの条文であったり、章として掲げて、区民にそれを啓発し、意識形成を促して、行動につなげていくというのを条例にしているところもございます。そういったものを参考にすることはできると思います。

■委員

ありがとうございます。ぜひ差別禁止ということがきちんと文言で入っていることが大切かなというふうに思いました。

あと国立市とかは、アウトティングって言葉自体も条例の中に入れられていると思うので、性的マイノリティにとってアウトティングってものすごく大きな出来事で、人格形成に、もう本当に人格が崩れてしまうようなことだと思うので、このアウトティングって何ということを知っていただくためにも、言葉が入っているといいなと思いました。

■委員

あと2点ほどよろしいでしょうか。

まず1点目なのですが、最後のページのたたき台のところ、この右側が、ベースとなるたたき台かと認識しているのですが、ちょっと気になったのがですね、資料6の2項目め、品川区長期基本計画の体系図というところで、10年後の目指す姿ってというのが書いてありまして、多様な生き方を認め合う社会の視点が根づき、地域、家庭、職場、学校など社会のあらゆる場面において、区民が、性別や年齢、障害、国籍、人種、文化などのさまざまな違いを理解・尊重し共生できる環境という。これを目指すべき姿というふうにかかれているのですけれども、最後のページの条例の基本的な考え方を見

ますと、割とですね、女性であるとか、セクシャル・マイノリティ、LGBTQの人たちに向けてのことは具体的に書いてあるのですが、ここにこぼれている気がしたのが、外国籍であったり、障害の有無であったり、あるいは人種であったり、文化であったり、そういったあらゆる意味での多様性というところを、今回いわゆるジェンダー平等およびLGBTQというふうにも書かれていたりもするので、そこに絞っているものなのかなと思いつつ、ある種包括的な、ダイバーシティであり、エクイティであり、それらをインクルージョンしていくっていう、よく最近国連なんかにおいて言われている概念に沿った、最近のいわゆる国際社会の知見といいますかね、そういうものも反映するのであれば、そういったことが入るとよりすばらしいんじゃないかと思いました。

具体的に言いますと、たたき台の5点目のところに国際社会・国内での取組みに対する理解・推進という、割とこれ、率直に言うとふわっとした感じで書かれているのですが、具体的にどういうイメージをされているのかちょっと若干見えない中で言うと、例えばそういうところに、今お伝えしたような、あらゆるマイノリティの人たちを包含していくような条例を目指すっていうのかなと。この資料の2ページ目を拝見して思ったのですが、最後にその確認をさせていただきたいなと思った次第でございます。

あともう1つ、これは本当にちょっと個人的な思いつきでしかないのですが、18区において制定されている、それぞれの区にそれぞれの歴史があって、歩みがあって、ストーリーがあると思うのです。品川区にも品川区ならではの歩みがあって歴史があって、特性があると思っていて、これはいわゆる理念条例なので、そこまで落とし込むのは現実的でないのかなあと理解しつつも、何かですね、品川区ならではの歴史、文化、背景を活かしたようなことが精神としても入れば、まさに他の委員がおっしゃったような、輝くですね、後発19番目かもしれないけど、20番目の区から見たらですね、品川区のが何かすごくいいですよ、みたいなものになったりするのではないかなと。先ほど他の委員がおっしゃった、国立市の条例においては、やっぱりその歴史も踏まえてですね、アウトィングに対する厳しい姿勢で臨むのだからという条項が盛り込まれたっていう、国立市ならではの、これ国立市がやらなければいけない。彼らの歩みの中で、起きてきた事象に対する一つの結果だと思うのですよね。

なので、本当に大変だと思うのですが、品川区ならではの何かがあったりするといふのかなというのをちょっと思っただけでございます。

■事務局

はじめにきちんとご案内すべきだったのですが、品川区には「人権尊重都市品川宣言」がございまして、今年で制定30周年を迎える宣言になります。

その中には、もちろん男女共同参画、性的マイノリティの部分だけではなくて、年齢、障害、国籍、人種、あらゆる差別を根絶していくために、人の心に、良心に訴えて教育

や啓発を進めていくというようなことが書かれている宣言です。

こちらは、区民の周知度というのがなかなか上がっていかない状況にはあるのですけれども、今年30周年という節目を迎えて、区民には包括的な人権の宣言があるのですよってということはきちんと訴えていきたいと思っています。

ただ、先ほどご説明した区民意識の状況を見たときに、例えば、障害であれば手話言語条例がつくられて、また、障害者差別解消法といった個別法もできて、こういった施策を打ち出していきますというようなきっかけがあったのですけれども、男女共同参画社会基本法ができたのも平成11年というかなり前のことですし、なかなか条例をつくるきっかけがないまま、区のほうでこの間来たのですけれども、区として改めて区民意識の状況を見たときに、まだまだ「わからない」であったり、「取組みは必要ない」であったりという回答が多い。そこに人権尊重都市品川宣言の精神に則って、区として訴えていく余地があるのではないかと考えています。

19番目になりますけれども、区として今だからこそやる時期なのではないかと思っ、て、男女共同参画、いわゆるジェンダー平等の視点に基づいた条例をつくっていかうと考えたところになります。

答えが散漫していて申し訳ないのですが、品川区ならではの歴史、文化、背景的なものが入れられればということで、国立市のアウトティングの禁止についてご紹介をいただきましたけれども、すみません、今何か具体的な考えは持ち合わせてはいないのですけれども、ご紹介いただいたものも参考にこのあと調査研究しながら、どういったことが書き込んでいけるかというのは、この次の第2回で、またご意見いただけるように資料の修正を図って参りたいと思います。

■委員

ありがとうございます。人権尊重都市品川宣言というものですべて、包括的な宣言はなされているけれども、それでも、やはりアンケートの結果を見ると、足りていないところがとりわけジェンダーであったり、LGBTQなので、今回そこにフォーカスを置いた条例をとということですね。

■事務局

そうです。答えを要約していただいてありがとうございます。

■委員長

ありがとうございます。ただ、国際的な視点からいうと、性差別ということに対して、人種、性的指向、国籍、障害などの要因が加わると、その差別が悪化する状況があります。この複合差別とか交差差別とかっていう問題は、注目されています。

そういった視点を（5）の国際社会・国内での取組みに対する理解・推進のところか

で、皆さんのお話からすると、そういう視点をクローズアップしてもいいかなっていうふうにと思いました。

■委員

私が気になったのは、外国人人口の変遷を見ますと、2018年には1万2,500人だったのが、2,000人弱増えて1万4,200人になっていて、これは人口で割ると約3.5%になるのですよね。今後増えていくことが想定されますし、先ほど他の委員からヘイトスピーチの話がありましたけれども、外国籍の方、あるいは、見た目外国人だけれども日本国籍の方とかいらっしゃいますけれども、何かそういった方たちに対する寄り添う姿勢っていうものをせっかくなのでちょっと盛り込んでも、それはとりもなおさず、まさに取り組まなければいけない女性、ジェンダー平等だったり、LGBTQ、セクシャル・マイノリティーに対する取組みにも寄り添うようなものになるのではないかなという気がいたしました。ごめんなさい。長くなってしまいました。

■委員長

ありがとうございます。いろいろなご意見が出て、とてもよかったのではないかと思います。まだお時間ありますので他にいかがでしょうか。今日の議論をたたき台にして、また次回もこの問題を扱うわけです。はいご意見をどうぞ。

■委員

このG7のことが、直近のことが入っていてすばらしいなと思ったので、本当にG7のことも、LGBTQプラスで活動していたので、そのコミュニケの最後のほうに「ネクサス・アプローチ」というのが入っていて、それは何かというと、一つのことを1個の角度で解決はできないから、複合的にいろんなところから手を組んでやりましょうみたいなことが書いてあって、それが別紙で、別冊でもついているくらいだったので、今回、ジェンダーのこととか、性的マイノリティーのことは、首脳コミュニケだけではなくて、全大臣会合のコミュニケでも入っているっていうのは、これはもう大号令をかけて、ネクサス・アプローチを各分野でやらなきゃいけないみたいなことをおっしゃったと聞きました。

品川らしさの話を今、他の委員から伺って、やっぱり新旧の話もあったり、プレイヤーとして暮らしてらっしゃる方もいるけど、企業もたくさんあったりとか、学びの場所もあったりとか、そういう人たちが一緒にこの社会をつくっていくみたいな、横文字になると「コレクティブインパクト」なのですけど、「この条例に基づいて、こういう品川区を目指していこう」の目指し方が、学校は学校でやりましょうとか、企業は企業でやりましょうじゃなくて、ちゃんと横で手をつないでやると、それが1足す1は100

になるかもしれないし、1,000になるかもしれないし、そういう実現する方法に品川らしきがあってもいいのではないかっていうのを聞きながら思いました。

■委員

みんなご存知だと思うのですが、だいぶ前にまちづくり協議会か何かをやったときに、品川らしきって「おせっかい」なんですって。だから下町のちょっとおせっかいな、いい意味でですね、そんなのが品川らしきって言っていたのと、今の横の連携っていうのとうまくリンクすれば、そう思いました。

■委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日は、たくさんのご意見いただきましてありがとうございます。

本日いただいた意見を整理して、条例に盛り込むべき考え方については、また次回もこのテーマを議題として取り扱っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

今日の資料を見直し、また次回に備えていただければと思います。そうしましたら、最後に事務局を代表して堀越総務部長からご挨拶をよろしく願います。

■事務局

今日ご参加いただきましてありがとうございます。活発なご議論をいただき、大変ありがたく思っております。また次回以降もよろしくお願いいたします。

今日いただいた中で、私の個人的な意見なのかもしれないですが、やはり18区がつくってきて、品川区がなぜつくってこなかったのだからというふうなご意見をいただいたので、今までいろいろ現状を説明させていただいた中でいろんな計画をつくってきいたりですとか、それから武蔵小山創業支援センターで女性の起業家の方への支援をやっていたりですとか、いろいろやっているのですけれども、ただ、それを背骨的にしているのですかね、しっかりと条例でつくってこなかったっていうのがあります。

私もそうですし、課長もそうですけれども、昨年からいろいろ話をする中で、ジェンダーギャップ指数116位が125位という話もありました。区のいろんな意識調査を見ても進んでないというのがありました。だから、19番目なののですけれども、今だからこそ、後発だからこそ何かをやらなくちゃいけない時期にちょうど我々がいたので、何かやれないかという話をしていたところです。

新しい時代に森澤区長が就任されて、さらに何かやっていくという区長のイニシアチブで、こう一生懸命頑張っていければなというふうに思っているところですので、今日いただいたご意見を参考にしながらですね、いいものをつくっていきたいと思っていますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。今日はありがとうございます。

■委員長

それでは、これで本日の委員会を閉会といたします。
皆様お忙しい中、本日はありがとうございました。
次回もどうぞよろしく願いいたします。